

平成26年 6 月 18 日（水曜日）

○出席議員（15名）

議 長	夷 藤	満 君	8 番	北 川	悦 子 君
1 番	太 田	臣 宣 君	9 番	能 村	憲 治 君
2 番	中 島	利 美 君	10 番	清 水	文 雄 君
3 番	酒 本	昌 博 君	11 番	水 口	裕 子 君
4 番	生 田	勇 人 君	12 番	渡 辺	旺 君
5 番	川 口	正 己 君	13 番	八 田	外 茂 男 君
6 番	藤 井	良 信 君	15 番	南	守 雄 君
7 番	恩 道	正 博 君			

○欠席議員（1名）

14 番 中 川 達 君

○説明のため出席した者

町	長	川 口 克 則 君	総務部総務課 人事秘書担当課長	田 中	徹 君
副 町	長	上 出 孝 之 君	総務部財政課長	長谷川	徹 君
教 育	長	久 下 恭 功 君	総務部税務担当課長 総合収納室長	岩 上	涼 一 君
総 務 部	長	北 雅 夫 君	町民福祉部長 町民生活課長	松 岡	裕 司 君
総務部担当部長		中 西 昭 夫 君	町民福祉部長 保険年金課長	下 村	利 郎 君
総務部担当部長		山 田 吉 弘 君	町民福祉部保険年金課保健センター 担当課長兼保健センター所長	重 原	正 君
町民福祉部長		大 徳 茂 君	町民福祉部長 福祉課長	島 田	睦 郎 君
都市整備部長		長 丸 一 平 君	町民福祉部長 環境安全課長	岩 本	昌 明 君
都市整備部担当部長		長 丸 信 也 君	都市整備部長 地域振興課長	中 宮	憲 司 君
教育委員会教育次長 兼学校教育課長		北 川 真由美 君	都市整備部地域振興課 観光・商工・労働担当課長	本	郁 夫 君
消 防	長	永 田 三 好 君	都市整備部長 都市建設課長	田 中	義 勝 君
総務部総務課長		棚 田 進 君	都市整備部都市建設課北部開発 担当課長兼北部開発推進室長	喜 多	哲 司 君

都市整備部上下水道課長	長 田 学 君	教育委員会学校教育課 指導管理担当課長	岡 田 秀 君
都市整備部上下水道課 下水道担当課長	井 上 慎 一 君	教育委員会生涯学習課長兼 男女共同参画室長兼図書館長	上 出 功 君
会計管理者兼会計課長	瀬 戸 博 行 君	消防本部次長兼消防署長	生 田 秀 治 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 向 貴代治 君 事 務 局 書 記 若 林 優 治 君

○議事日程（第4号）

平成25年6月20日 午後1時00分開議

日程第1

議案第43号 財産の取得について〔消防団消防ポンプ自動車 3台〕

議案第44号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
提案理由の説明

日程第2

議案一括上程

議案第43号 専決処分の承認を求めることについて

〔平成25年度内灘町一般会計補正予算（第6号）〕から

議案第44号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてまで

日程第3

選挙第1号 内灘町選挙管理委員会委員の選挙について

日程第4

選挙第2号 内灘町選挙管理委員会委員補充員の選挙について

日程第5

推薦第1号 内灘町農業委員会委員の推薦について

日程第6

議会議案第7号 国会に憲法改正の早期実現を求める意見書の提出について

日程第7

議会議案第8号 ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出につ
いて

日程第8

議会議案第9号 総合的、体系的若者雇用対策を求める意見書の提出について

日程第9

議会議案第10号 中小企業の事業環境の改善を求める意見書の提出について



午後1時00分開議

○開 議

○議長【夷藤満君】 皆さん、ご苦労さまで
ございます。

ただいまの出席議員は15名であります。よ

○議長【夷藤満君】 この際、議案審査のため、暫時休憩いたします。

午後 1 時04分休憩



午後 1 時25分再開

○再 開

○議長【夷藤満君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続行いたします。



○会議時間の延長

○議長【夷藤満君】 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【夷藤満君】 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決定いたしました。



○議案一括上程

○議長【夷藤満君】 日程第2、去る6月12日、各常任委員会に付託いたしました議案第31号専決処分承認を求めることについて〔平成25年度内灘町一般会計補正予算（第6号）〕から議案第42号内灘町火災予防条例の一部を改正する条例についてまでの12議案並びに先ほど総務産業建設常任委員会に付託いたしました議案第43号財産の取得について〔消防団消防ポンプ自動車 3台〕及び議案第44号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、また継続審査となっております請願第23号並びに今期定例会までに受理されました請願第25号から請願第27号までの3件を一括して議題といたします。



○常任委員長報告

○議長【夷藤満君】 これより各常任委員会における議案の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

川口正己総務産業建設常任委員長。

〔総務産業建設常任委員長 川口正己君 登壇〕

○総務産業建設常任委員長【川口正己君】 平成26年第2回定例会6月会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、副町長並びに関係部課長からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第31号専決処分の承認を求めることについて〔平成25年度内灘町一般会計補正予算（第6号）〕第1条歳入歳出予算の補正中、歳入全部、歳出1款議会費1項議会費、2款総務費1項総務管理費、2項徴税费、4項選挙費、6項監査委員費、5款労働費1項労働諸費、6款農林水産業費1項農業費、2項林業費、7款商工費1項商工費、8款土木費1項土木管理費、2項道路橋りょう費、3項都市計画費、4項住宅費、9款消防費1項消防費、12款公債費1項公債費、13款諸支出金2項基金費の各款項については、いずれも妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第32号専決処分の承認を求めることについて〔平成25年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）〕については、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第33号専決処分の承認を求めることについて〔平成25年度内灘町新エネルギー事業特別会計補正予算（第2号）〕については、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第37号専決処分の承認を求めることについて〔内灘町税条例等の一部を改正する条例について〕は、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第41号平成26年度内灘町一般会計補正予算（第1号）第1条歳入歳出予算の補正中、歳入全部、歳出2款総務費1項総務管理費、4項選挙費、6款農林水産業費1項農業費、

7款商工費1項商工費、8款土木費1項土木管理費、9款消防費1項消防費の各款項及び第2条地方債の補正については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第42号内灘町火災予防条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第43号財産の取得について〔消防団消防ポンプ自動車 3台〕は、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

次に、継続審査となっております請願の審査の結果を報告いたします。

請願第23号米の需給と価格に責任を持つ米政策の確立を求める請願については、慎重に審査した結果、継続審査とすることに決しました。

次に、新規に提出されました請願の審査の結果を報告いたします。

請願第25号「農政改革」を見直し、食料自給率の向上を最優先した農政を求める請願については、慎重に審査した結果、継続審査とすることに決しました。

請願第26号「消費税増税に反対する意見書」の提出を求める請願書については、慎重に審査し採決の結果、不採択とすることに決しました。

請願第27号「海外で戦争する国」にする集団的自衛権の行使容認に反対する意見書を求める請願については、慎重に審査し採決の結果、不採択とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

平成26年6月18日

総務産業建設常任委員会委員長 川口正己

○議長【夷藤満君】 太田臣宣文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 太田臣宣君 登壇〕

○文教福祉常任委員長【太田臣宣君】 平成26年第2回定例会6月会議において、文教福

祉常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、教育長並びに関係部課長等からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第31号専決処分の承認を求めることについて〔平成25年度内灘町一般会計補正予算（第6号）〕第1条歳入歳出予算の補正中、歳出2款総務費7項交通安全対策費、3款民生費1項社会福祉費、2項児童福祉費、4款衛生費1項保健衛生費、2項清掃費、10款教育費1項教育総務費、2項小学校費、3項中学校費、4項社会教育費、5項保健体育費の各款項については、いずれも妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第34号専決処分の承認を求めることについて〔平成25年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）〕については、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第35号専決処分の承認を求めることについて〔平成25年度内灘町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）〕については、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第36号専決処分の承認を求めることについて〔平成25年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第3号）〕については、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第38号専決処分の承認を求めることについて〔内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について〕は、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第39号専決処分の承認を求めることについて〔平成26年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）〕については、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第40号専決処分の承認を求めることについて〔平成26年度内灘町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）〕については、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第41号平成26年度内灘町一般会計補正

戦争に際し、NATO軍は米国の要請を受けて集団的自衛権を行使し参戦しました。NATO諸国が集団的自衛権の発動として決定した支援は、直接の戦闘行動ではなく後方支援でしたが、今日までに21カ国、1,031人の犠牲者を出しています。戦闘地域に行つてはならないという歯どめがなかったためであります。

ことは自衛隊が創設して60年になりますが、60年間、自衛隊は他国の人をただの一人も殺していないし、ただの一人の戦死者も出していない。憲法9条があったからです。世界に誇れる日本の宝であります。日本の若者を、アメリカの戦争のために血を流す、こんな事態にさせないようにするのが私たちの責任ではないでしょうか。

ぜひ皆さん、歴史に学び、二度と戦争にならないように、この請願に賛同をお願いしたいと思います。

○議長【夷藤満君】 ほかに討論ありませんか。——討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



○表 決

○議長【夷藤満君】 これより議案の採決に入ります。

まず、議案第31号専決処分の承認を求めることについて〔平成25年度内灘町一般会計補正予算（第6号）〕を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案承認であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第31号は原案のとおり承認されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第32号専決処分の承認を求めることについて〔平成25年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算

（第4号）〕並びに議案第33号専決処分の承認を求めることについて〔平成25年度内灘町新エネルギー事業特別会計補正予算（第2号）〕の2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案承認であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第32号並びに議案第33号はいずれも原案のとおり承認されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第34号専決処分の承認を求めることについて〔平成25年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）〕から議案第36号専決処分の承認を求めることについて〔平成25年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第3号）〕までの3議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案承認であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第34号から議案第36号の3議案はいずれも原案のとおり承認されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第37号専決処分の承認を求めることについて〔内灘町税条例等の一部を改正する条例について〕を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案承認であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第37号は原案のとおり承認され

ました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第38号専決処分の承認を求めることについて〔内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について〕から議案第40号専決処分の承認を求めることについて〔平成26年度内灘町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）〕までの3議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、原案承認であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第38号から議案第40号までの3議案はいずれも原案のとおり承認されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第41号平成26年度内灘町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立多数であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第42号内灘町火災予防条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立多数であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決され

ました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第43号財産の取得について〔消防団消防ポンプ自動車3台〕採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第44号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第44号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。

○議長【夷藤満君】 次に、継続審査となっております請願を採決いたします。

請願第23号米の需給と価格に責任を持つ米政策の確立を求める請願を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、継続審査であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立多数であります。よって、請願第23号は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【夷藤満君】 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【夷藤満君】 ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

内灘町選挙管理委員会委員補充員、第1号補充員に今村克博さん、第2号補充員に丸一邦彦さん、第3号補充員に夷藤芳夫さん、第4号補充員に生田外喜枝さんを指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました第1号補充員に今村克博さん、第2号補充員に丸一邦彦さん、第3号補充員に夷藤芳夫さん、第4号補充員に生田外喜枝さんを内灘町選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【夷藤満君】 ご異議なしと認めます。よって、第1号補充員に今村克博さん、第2号補充員に丸一邦彦さん、第3号補充員に夷藤芳夫さん、第4号補充員に生田外喜枝さんが内灘町選挙管理委員会委員補充員にそれぞれ当選されました。



○農業委員会委員の推薦

○議長【夷藤満君】 日程第5、推薦第1号内灘町農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、8番北川悦子議員と13番八田外茂男議員の退場を求め

ます。

〔8番 北川悦子君、13番 八田外茂男君 除斥〕

○議長【夷藤満君】 お諮りいたします。農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号及び内灘町農業委員会委員定数条例第2条の規定により議会推薦の農業委員会委員2名は、北川悦子さん、八田外茂男さんを推薦したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【夷藤満君】 ご異議なしと認めます。よって、議会推薦の農業委員会委員は、北川悦子さん、八田外茂男さんを推薦することに決定いたしました。

ここで北川議員、八田議員の入場を認めます。

〔8番 北川悦子君、13番 八田外茂男君 復席〕



○議案の上程

○議長【夷藤満君】 日程第6、議会議案第7号国会に憲法改正の早期実現を求める意見書の提出についてを議題といたします。



○提案理由の説明

○議長【夷藤満君】 これより提出者から提案理由の説明を求めます。2番、中島利美議員。

〔2番 中島利美君 登壇〕

○2番【中島利美君】 これより意見書を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議会議案第7号

国会に憲法改正の早期実現を求める意見書
日本国憲法は、昭和22年5月3日の施行以来、今日に至るまでの約70年間、一度の改正も行われていない。

しかしながら、この間、我が国を巡る内外の諸情勢は劇的な変化を遂げている。

すなわち、我が国を取り巻く東アジア情勢は、一刻の猶予も許されない事態に直面している。さらに、家族、環境などの諸問題や大

規模災害等への対応が求められている。

このような状況の変化を受け、様々な憲法改正案が各政党、各報道機関、民間団体等から提唱されている。国会でも、平成19年の国民投票法の成立を機に憲法審査会が設置され、憲法改正に向けた制度が整備されるに至った。

よって、国におかれては、新たな時代にふさわしい憲法に改めるため、憲法審査会において憲法改正案を早期に作成し、国民が自ら判断する国民投票を実現するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位におかれましては、本意見書案を慎重審査の上、可決されますよう、よろしくお願いいたします。

○議長【夷藤満君】 提案理由の説明が終わりました。



○質 疑

○議長【夷藤満君】 次に、質疑に入ります。

質疑ございませんか。——質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



○討 論

○議長【夷藤満君】 次に、討論に入ります。

討論ございませんか。

10番、清水文雄議員。

[10番 清水文雄君 登壇]

○10番【清水文雄君】 議会議案第7号国会に憲法改正の早期実現を求める意見書案に反対の立場から討論をいたします。

現在、提案理由にもありましたけれども、世界情勢の変化や、現在、東日本大震災に提起された国家緊急権、非常事態法制あるいは大阪都構想や道州制に見られるように、新たな地方自治のあり方などを持ち出して改憲論議が進められているところでございます。

しかし、震災にせよ原発災害にせよ、憲法全文の平和的生存権や憲法13条の幸福追求権、

憲法25条の生存権などの憲法理念が脅かされている、そういう現状があることが問題なのであります。現在進められようとしている安倍政権による集団的自衛権行使容認は憲法を解釈で変える解釈改憲を行うものであり、明らかに立憲主義を否定するものであります。明らかに憲法違反とも言えます。

日本国憲法の平和主義を初め、国民主権、基本的人権の尊重の三原則を遵守し、憲法の保障する諸権利の実現を第一としなければならぬのであります。戦争の時代の多くの犠牲の上に立つてつくられた日本国憲法は、21世紀の時代を先取りする価値を持っているのであります。日本国憲法の平和、福祉、人権などの理念の開化する新しい国の設計図を明らかにし、憲法理念の具体化のため法整備や政策提起を進めるべきなのであります。

既にご存じのとおり、現在、日本国憲法は、とりわけ憲法第9条、これはあのノーベル平和賞に候補として上げられているわけでございます。このようにノーベル平和賞にノミネートされ、世界からも評価を得ているこの日本国憲法を変える必要はないのであります。

したがって、議会議案第7号国会に憲法改正の早期実現を求める意見書案に反対を表明をいたします。どうか多くの議員の皆さんの賛同をお願いをいたします。

○議長【夷藤満君】 ほかに討論ありませんか。

5番、川口正己議員。

[5番 川口正己君 登壇]

○5番【川口正己君】 議席番号5番、川口正己でございます。

議会議案第7号国会に憲法改正の早期実現を求める意見書の提出について、賛成の立場で討論させていただきます。

現行の日本国憲法については今までにいろいろな議論がされておりますが、私たち日本人が直視しなければならないのは、日本と戦っていたアメリカを中心とする連合軍が日本

の降伏文書と並行して現在の憲法の原案をつくっていたことでもあります。

NHKワシントン支局長を歴任した日高義男氏の取材に対し、元マッカーサー司令部政治局のウィリアム・ブラウン博士によると、占領時に当時のマッカーサー司令官の命令に基づいて、日本の憲法学者の松本蒸治博士を委員長とする委員会が日本側の原案を提出したのが1946年2月1日でしたが、マッカーサー司令官はその提案を検討するためにガバメント・セクションを2月5日に招集しましたが、ホイットニー准将を中心としたセクションは受け入れがたく、その提案を拒否し、そのガバメント・セクションがつくった憲法素案が日本側に渡され、占領中の1947年5月3日に現在の日本国憲法が施行されました。

1951年9月8日にサンフランシスコ講和条約が締結され、翌1952年4月28日に条約が発効され、日本は6年を超える占領から開放され、国家として主権を回復することができました。

しかし、先ほども述べましたが、占領時に施行された現日本国憲法は依然そのままでございます。世界中どの国を見ましても、占領時に施行された憲法を改正せずに守っている国は日本だけでございます。

現憲法には、国会議員衆参両院の3分の2の賛成がなければ憲法改正の発議ができない、また国民投票を行い過半数の賛成がなければ改正できないとの大変厳しい縛りがございますが、時間がかかるかもしれませんが、できるだけ早期に新しい時代に即した憲法に改正されることを望みます。

議員各位には、何とぞ賛成していただけることを望みまして、私の討論とさせていただきます。

○議長【夷藤満君】 ほかに討論ありませんか。

8番、北川悦子議員。

〔8番 北川悦子君 登壇〕

○8番【北川悦子君】 議席番号8番、北川悦子です。

議会議案第7号国会に憲法改正の早期実現を求める意見書提出について、反対の立場で討論します。

先ほど憲法草案について占領時にというようなお話がありました。「日本の青空」という映画がございます。そのときにこの憲法をつくるに当たって、日本人の方、また女性の立場から、いろんな方が努力された映画になっております。またぜひ見ていただけたらなと思います。

まず、私はこの憲法改正に向かってすごく不安を感じているのは、今、憲法を権力を縛るものから国民を縛るものへと根本的に変質させるものになっています。また、97条、侵すことのできない永久の権利として、人権についてなんですが、基本的人権もこの項を削除させたいという思惑もあります。

9条改悪を目指しているのではないかと思います。憲法9条は、侵略戦争の反省を踏まえて二度と再び過ちを繰り返さないという国際制約でもあります。国内だけの問題ではなく国際問題でもあります。憲法を変えて海外に武力で乗り出すことほどアジアと世界の人々にとり危険なことはありません。世界とアジア諸国から強い批判と怒りを呼び起こしています。当然のことだと思います。

また、北朝鮮、中国との関係も考えて憲法改正は必要ということではないかと思います。何より大切なことは、道理に立った外交交渉による解決に徹することが必要ではないでしょうか。力対力の立場に立って、軍事力強化、軍事同盟強化、憲法9条改憲へ突き進もうとしていますが、ASEANいわゆる東南アジア諸国連合軍は軍事に頼らず、平和的安全保障という考え方を実践し広げています。根底に憲法9条の精神が輝いています。

昭和22年から一度も日本国憲法は改正されていないとありますが、この昭和22年、これ

を考えますと、私の生きてきた人生そのものであります。両親たちは青春を戦争で奪われてしまいました。私はこの70年弱生きてきて、そういう両親たちの不幸なことになることもなく、ある人は、戦争は人を殺すことを何とも思わなくなるということだというふうに、介護施設へボランティアに行ったときに利用者の方が語っていました。本当に戦争の悪夢というものはいまだに、70年たっても消えることはないと思います。

そういう意味で、平和で安心してこれまで生きてこられたということも考えまして、憲法改正の早期実現を求める意見書には、日本の前途に責任を持たないという意味からも反対いたします。

○議長【夷藤満君】 ほかに討論ありませんか。

4番、生田勇人議員。

〔4番 生田勇人君 登壇〕

○4番【生田勇人君】 議会議案第7号国会に憲法改正の早期実現を求める意見書の提出について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど川口議員もおっしゃいましたけれども、現行憲法は、連合国軍の占領下において同司令部が指示した草案をもとに、その了解の範囲において制定されたものとなっております。日本国の主権が制限された中で制定された憲法には、国民の自由な意思が反映されていないと考えます。そして実際の規定においても自衛権の否定ともとられない、とられかねない9条の規定など、多くの問題を有しておることは現実的なものです。

また、世界の国々では、時代の要請に即した形で憲法を改正しております。主要国を見ても戦後の改正回数は、アメリカが6回、フランスが27回、イタリアは15回、ドイツに至っては58回も憲法改正を行っています。しかし日本は戦後一度として改正をしていません。これを見ても、現実との乖離が生じれば諸外

国は憲法を改正していております。

よって、国会に憲法改正の早期実現を求める意見書の提出について皆様のご賛同をよろしくお願いいたしまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長【夷藤満君】 ほかに討論ありませんか。——討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



○表 決

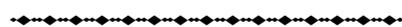
○議長【夷藤満君】 これより議案の採決に入ります。

議会議案第7号国会に憲法改正の早期実現を求める意見書の提出についてを採決いたします。

お諮りいたします。本議案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立多数であります。よって、議会議案第7号は原案のとおり可決されました。



○議案の上程

○議長【夷藤満君】 日程第7、議会議案第8号ウィルス性肺炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。



○提案理由の説明

○議長【夷藤満君】 これより提出者から提案理由の説明を求めます。4番、生田勇人議員。

〔4番 生田勇人君 登壇〕

○4番【生田勇人君】 議会議案第8号ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について、提案理由の説明をしたいと思っております。

我が国にはウィルス性肝炎、特にB型、C型肝炎の患者が350万人いると推定され、国内

○提案理由の説明

○議長【夷藤満君】 これより提出者から提案理由の説明を求めます。1番、太田臣宣議員。

〔1番 太田臣宣君 登壇〕

○1番【太田臣宣君】 議会議案第10号中小企業の事業環境の改善を求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

地域経済を支える中小企業や非正規社員を取り巻く事業環境は依然に厳しいと言えます。消費税8%引き上げに伴う駆け込み需要の反動減も予想されており、今後対策を講じる必要があります。

また、中小企業のうち87%を占める小規模事業者が全国で334万社あり、有能な技術力がありながら人材確保や資金繰りに苦しんでいます。事業の拡張に踏み切れない小規模事業者の潜在能力が発揮できるよう、充実した成長、振興策も重要であります。

経済成長を持続的なものにするためにも、成長の原動力である中小企業が消費税増税や原材料高騰など厳しい環境を乗り越えられるよう切れ間ない対策が必要であるということから、1つ目に、中小企業の健全な賃上げ、収益性、生産性の向上に結びつくよう経営基盤の強化策及び資金繰り安定化策を図ること。

1つ、小規模企業振興基本法案を軸に、国、地方公共団体、事業者の各責務のもとで円滑な連携と実効性が高まる制度設計を図ること。

1、中小企業、小規模事業者においても重要な非正規労働者の正規雇用化を促すよう、キャリアアップ助成金などの正規雇用化策をさらに周知するなど、従業員の処遇改善を図ることとして意見書を提出させていただきました。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長【夷藤満君】 提案理由の説明が終わりました。

○質 疑

○議長【夷藤満君】 次に、質疑に入ります。質疑ございませんか。——質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

○討 論

○議長【夷藤満君】 次に、討論に入ります。討論ございませんか。——討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○表 決

○議長【夷藤満君】 これより議案の採決に入ります。

議会議案第10号中小企業の事業環境の改善を求める意見書の提出についてを採決いたします。

お諮りいたします。本議案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議会議案第10号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の提出先及びその他の処理方法につきましては議長に一任願います。

○閉議・散会

○議長【夷藤満君】 以上で今回の6月会議に付議されました議件は全部議了いたしました。

よって、平成26年第2回内灘町議会定例会6月会議を散会いたします。

連日、長時間にわたり精力的にご審議をいただき、まことにご苦労さまでした。

お疲れさまでした。

午後2時29分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、こ
こに署名する。

議会議長

署名議員

署名議員